

今回は、確定拠出年金制度に関する法改正の動きをまとめてみました。拠出限度額の引上げは平成22年に施行されることが内定しましたが、マッチング拠出は先送りされることになりました。

確定拠出年金関連法改正の動き

拠出限度額の引上げは、平成22年1月1日から実施されることが内定しました。

一方、確定拠出年金(以下「DC」)制度に関連する法改正案が、今般の衆議院解散の影響により廃案となりました。このため、期待されていたいくつかの改正事項については、実現されませんでした。

1. 拠出限度額の引上げ

拠出限度額の引上げに関しては、法改正を伴わず、政令の改正により行われます。今般、政令改正が行われ、平成22年1月1日から実施される運びとなる予定です。引上げ後の拠出限度額は下表の通りです。

企業型	・他の企業年金がない場合 月額4.6万円 月額5.1万円
	・他の企業年金がある場合 月額2.3万円 月額2.55万円
個人型	企業年金がないサラリーマン 月額1.8万円 月額2.3万円 自営業者の拠出限度額は 月額6.8万円に変更なし

2. 2つの法案は廃案に

- a) 被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律案
- b) 企業年金制度等の整備を図るための確定拠出年金法等の一部を改正する法律案

上記2つの法案が第171回国会に提出されておりましたが、衆議院解散の影響により廃案となり

ました。

a)の法案には、「資格喪失年齢の複数化」、「個人型脱退一時金請求の要件緩和」等が含まれておりましたが、60歳以降の拠出容認や制度からの脱退要件の緩和は適いませんでした。

b)の法案には、「マッチング拠出」が盛り込まれておりましたが、時期国会以降再度法案が提出されるまで、先送りとなりました。

3. 拠出限度額の引上げに伴い想定される手続

では、1.の拠出限度額の引上げ決定に伴い、どのようなお手続が必要となるかをまとめてみます。

DC規約に拠出額上限の実額を記載している場合

この場合、事業主様の判断によりますが、A.そのままとするか、B.法令に合わせて引上げるかの2種類の対応があると考えられます。A.については、法令の限度額に関わらず、現行の限度額を維持するとするものです。B.の場合には、「法令に合わせた実額を記載する」または「(拠出限度額は)法令に定める拠出限度額とする」のいずれかに規約を変更する必要がありますので、運営管理機関へ手続き方法等ご相談ください。

DC規約に拠出限度額を法令の定めとしている場合

多くの規約では、拠出限度額を法令の定める拠出限度額としているものと想定されますので、この場合には、規約変更申請は必要ありません。

ただし、現在の掛金額が現行の拠出限度額の上限になっている加入者については、平成22年1月1日以降の掛金計算において、掛金変更手続を行うかどうかご検討いただく必要があります。

以上